

○弘前大学創立 80 周年記念ロゴマークに関する要項

(令和 7 年 4 月 21 日学長裁定第 26 号)

第 1 趣旨

この要項は、弘前大学創立 80 周年記念(以下「80 周年」という。)ロゴマークに関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 80 周年ロゴマーク

80 周年ロゴマークは、別図第 1、第 2 及び第 3 のとおりとする。

第 3 80 周年ロゴマークの使用

1 80 周年ロゴマークの使用は、次に掲げる場合とする。

- (1) 国立大学法人弘前大学（以下「本学」という。）の式典、行事等公式の場で使用する
場合
 - (2) 大学史その他記念刊行物に使用する
場合
 - (3) ホームページ、名刺、広報誌、パンフレット等各種刊行物その他これらに準ずるものに
使用する
場合
 - (4) その他学長が 80 周年ロゴマークを使用することが適当と認めた
場合
- 2 役員、職員及び学生(本学の学生団体を含む。以下「役職員等」という。)は、80 周年ロ
ゴマークを広く業務等に使用することができる。ただし、使用に当たっては、品位と尊厳
を保持しなければならない。
- 3 役職員等以外の者が 80 周年ロゴマークを使用しようとするときは、別記様式により学長
の許可を得なければならない。
- 4 学長は、役職員等及び前項の許可を得た者が次の各号のいずれかに該当すると認める場
合は、80 周年ロゴマークの使用を停止させ、又は使用の許可を取り消すことができる。
- (1) 本学の名誉が傷つけられた場合又はそのおそれのある場合
 - (2) 使用許可の内容と異なる場合

第 4 期間

80 周年ロゴマークの使用期間は、この要項実施の日から令和 12 年 3 月 31 日までの間と
する。

第 5 事務

80 周年ロゴマークの使用に関する事務は、総務部広報・情報戦略課において処理する。

第 6 その他

この要項に定めるもののほか、80 周年ロゴマークに関し必要な事項は、別に定めること
ができる。

附 則

- 1 この要項は、令和 7 年 4 月 21 日から実施する。
- 2 この要項は、令和 12 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別記様式(第 3 関係)

弘前大学創立 80 周年記念ロゴマーク 使用許可願

別図第 1(第 2 関係)



別図第 2(第 2 関係)



別図第 3(第 2 関係) (背景が濃い場合)

